

**令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業
情報発信業務委託 仕様書**

1. 目的

佐賀県では、空き店舗対策のモデル創出に取り組み、市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する空き店舗等の活用及び流通を促進することにより、地域商業の活性化を図るため、「佐賀県空き店舗対策モデル創出事業」を実施している。

そこで本事業は、令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業費補助金の補助事業者の取組内容を動画に収め、Web 記事等にて情報発信することで、空き店舗等の改装の過程や効果を可視化し、県内に所在する空き店舗等の活用及び流通を促すことを目的とする。

【佐賀県空き店舗対策モデル創出事業とは】

市町が計画的に商業振興を図るエリア内に所在する空き店舗等の改修を行う、まちづくり会社や不動産デベロッパー等を対象に、空き店舗等の改装費の一部を補助する事業。

参考 URL : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003113963/index.html>

2. 委託業務の名称

令和 7 年度佐賀県空き店舗対策モデル創出事業情報発信業務

3. 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務の内容

(1) プロモーション動画・Web 記事制作業務

(a) 業務内容

- ア 制作する映像・記事の構成、台本作成
- イ 映像・記事制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- ウ 動画・写真撮影機材の手配
- エ その他、上記に付随する業務

(b) 制作及び編集について

- ア 空き店舗等所有者やまちづくり会社、不動産デベロッパーなどに対し、モデルとなる空き店舗等の活用事例を紹介することで、県内に所在する空き店舗等の活用及び流通を促すような動画・Web 記事にすること。また、特定の企業の PR とならないようにすること。
- イ 対象となる空き店舗等（3 件程度）を、それぞれ改装の取組前、取組の過程、取組後の 3 つの視点で取材・撮影すること。なお、対象となる空き店舗等は、佐賀県空き店舗対策モデル創出事業費補助金の補助事業者が、モデル創出事業として実施する空き店舗等のことを指します。
- ウ 制作する動画は 2 本とし、1 本目は上記イで取材・撮影した各空き店舗等の取組の様子をまとめた 10 分以内の動画とすること。また、2 本目は SNS での PR を目的とした 1 本目のショート版（1 分程度）の動画とすること。

- エ Web 記事は、文字数 2,000 文字程度とし、写真等を織り交ぜた記事を 1 本作成すること。また、Web 記事閲覧から動画閲覧につながるよう工夫すること。
- オ BGM 等の音楽素材の使用に関しては、著作権の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続等を受託者が行うこと。
- カ ジンバルやスライダー等の機材や音声効果、CG 等の映像技術を使い、視聴者の心を掴む内容に仕上げること。
- キ ドローン等の機材を使用する場合は、法的規制に抵触しないか事前に十分に調査を行い、周辺環境に十分配慮して実施すること。
- ク 取材や連絡調整に係る移動費は受託者の負担とする。
- ケ 映像・記事制作に関わる一切の事故やトラブルについては受託者が負うこと。
- コ 動画の中に佐賀県シンボルマークを配置すること。

(2) 情報発信・広報業務

(a) 業務内容

- ア サムネイル画像およびバナー等の制作
- イ 上記(1)にて制作した記事及び動画等の掲載
- ウ 各メディア及び SNS 等での広報活動

(b) 情報発信・広報の方法について

- ア 県と協議して決定したメディアにおいて、上記(1)にて制作した記事及び動画等を掲載する。
- イ 本事業の周知のため、適切なタイミングで、各メディア及び SNS 等を利用し、広報活動を行うこと。

(3) 事業効果検証のためのデータ収集業務

(a) 業務内容

- ア 対象となる空き店舗等の半径 50m 以内の地点(1 か所)での人流調査

(b) データ収集の方法について

- ア 対象となる空き店舗等の改装に着手する前の人流データを収集すること
- イ 調査は平日と休日の各 1 日ずつ、各日午前 10 時から午後 5 時の間の人流を調査すること
- ウ 調査日及び調査地点については事前に県担当者と打合せを行い決定すること

5. 著作権

納品した Web 記事及び動画データの著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利含む。)は、全て佐賀県に帰属するものとする。

6. 成果物

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに以下成果物を県産業政策課に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 動画制作に関する成果物

非圧縮の形式と、県のホームページや Youtube 等の Web サイトへの掲出を前提として最適化した形式を、それぞれデータ納品すること。

(2) Web 記事に関する成果物

Microsoft Office に対応できるデータ形式で納品すること。

7. 委託上限額

2,999,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

8. 契約保証金

当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額。

ただし、受託者が過去 2 年以内に国または地方公共団体等との間において、当該契約と同種の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、受託者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる等の事項に当てはまる場合、契約保証金を免除する。

9. 代金の支払い方法

完了払

10. その他

(1) 委託業務の遂行にあたっては、県担当者と十分な打合せを行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、佐賀県との間で都度協議を行うこと。